

鈴鹿亀山地区広域連合広報



潮の香りを感じて

白子港緑地（鈴鹿市白子一丁目）

白子港緑地には、大黒屋光太夫の記念碑が伊勢湾を一望するように建っています。

元旦には、初日の出を迎える人の姿が多く見られ、また、海岸では子どもたちの元気な初稽古の姿も見られます。

もくじ

介護保険からのお知らせ	P 2～3
介護保険Q & A	P 4～5
消費生活センターからのお知らせ	P 6～7
広域連合議会の動き・決算状況	P 8

平成29年4月から

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります

団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年には、さらなる高齢化が予測されています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も要介護状態とならないように予防することが大切です。

そのための仕組みとして創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)が、平成29年4月から始まります。

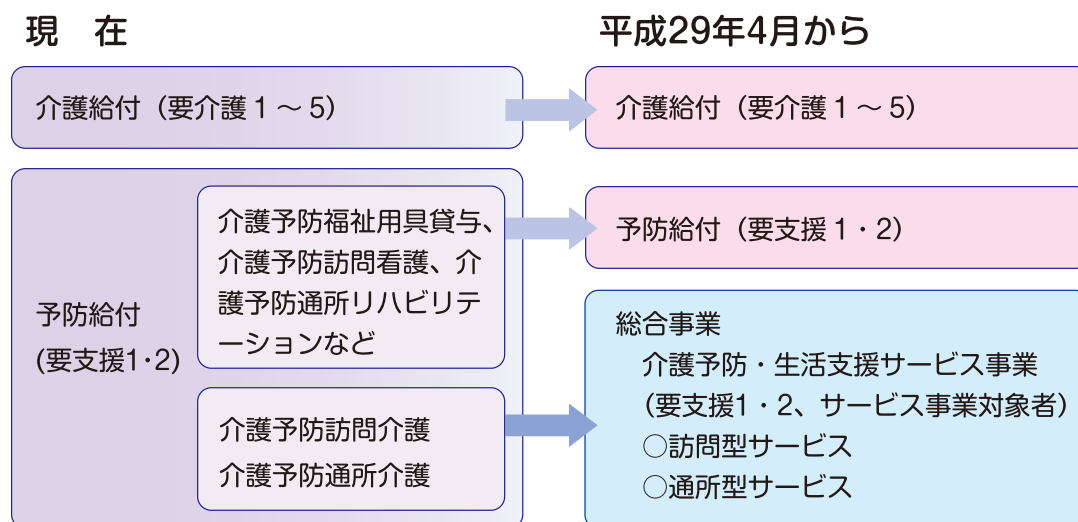


平成29年4月からの主な変更点

○介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行します。

予防給付(要支援の人に対するサービス)のうち、介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)と介護予防通所介護(デイサービス)が、総合事業の中の介護予防・生活支援サービス事業に移行し、訪問型サービス、通所型サービスになります。(引き続きこれらのサービスが必要な方は、今までと同様に利用できます。)

また、介護事業者に加えNPO、ボランティア等のサービス提供主体による多様なサービスが利用できるようになります。



○サービス利用までの手続きの一部を簡素化します。

介護予防・生活支援サービス事業のみの利用を希望する高齢者は、基本チェックリスト(※1)に回答し、介護予防・生活支援サービス事業の対象者(サービス事業対象者)と判定されることで、要介護認定申請を行わなくてもサービスを利用できるようになります。サービス利用までの流れは、次ページをご覧ください。

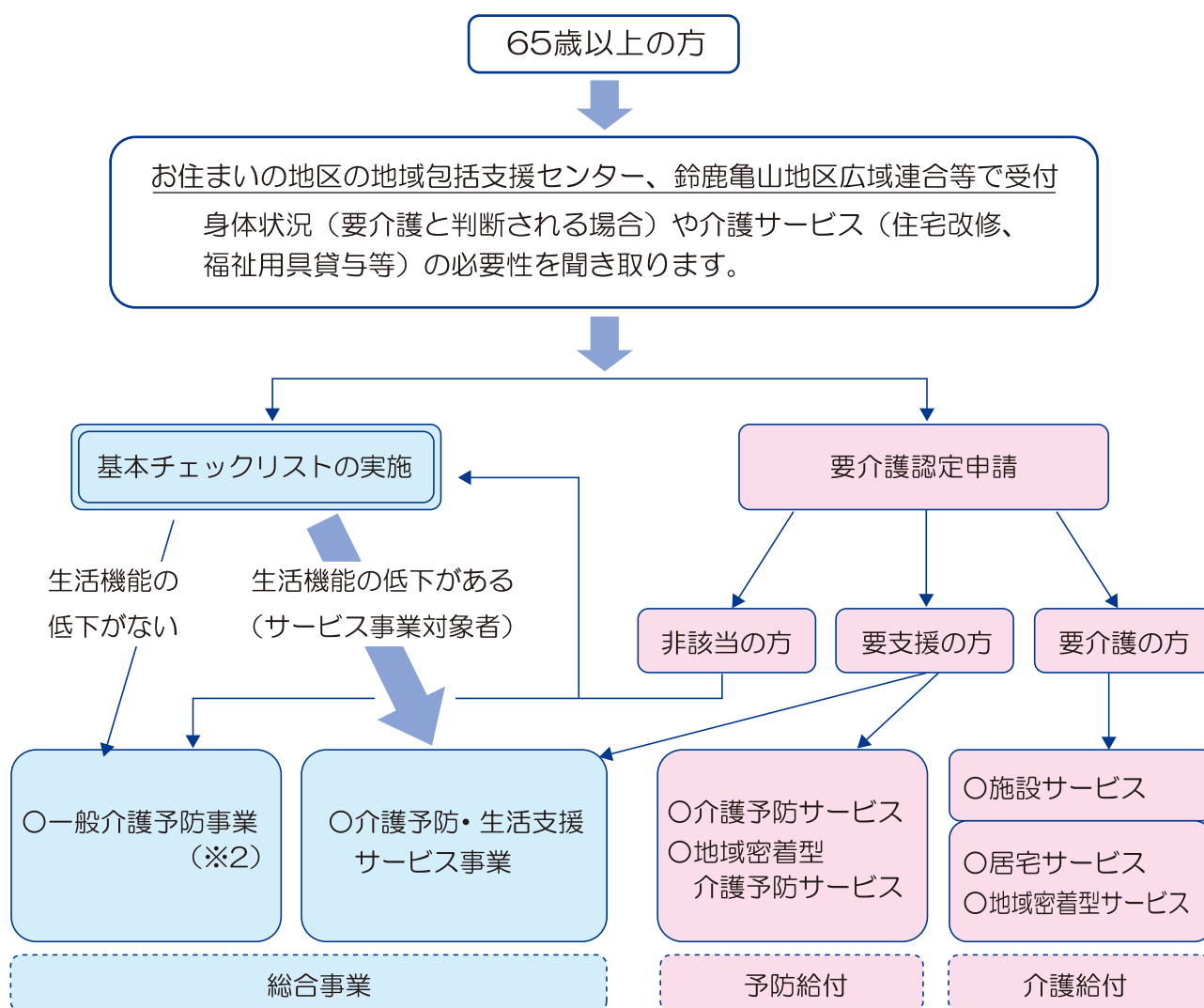
※1 基本チェックリストとは、運動機能や栄養状態を確認したり、認知症やうつ等の兆候がないかを調べるための質問表です。

介護予防・生活支援サービス事業の対象となる方は

- ・平成29年4月以降に新規で要支援認定を受けた方
- ・平成29年4月以降に更新や区分変更により要支援認定を受けた方
- ・平成29年4月以降に基本チェックリストの実施により、生活機能の低下がみられサービス事業対象者と判定された方



サービス利用までの流れ



※2 総合事業のうち、一般介護予防事業は、高齢者が日常的に介護予防に取り組めるよう各種健康教室の開催や健康相談などを行います。また、65歳以上の全ての方が対象となり利用することができ、参加しやすく地域に根ざした介護予防を促進します。

【お問い合わせ】

要介護認定に関すること 介護保険課 認定グループ Tel: 059-369-3203

総合事業に関すること 介護保険課 給付グループ Tel: 059-369-3201

※総合事業のサービスの内容については、今後広報等でお知らせいたします。

Q

家族が介護保険施設に入所しています。定期的に介護相談員さんが施設に訪問すると聞きました。介護相談員さんは、どのような仕事をしているのでしょうか？



A

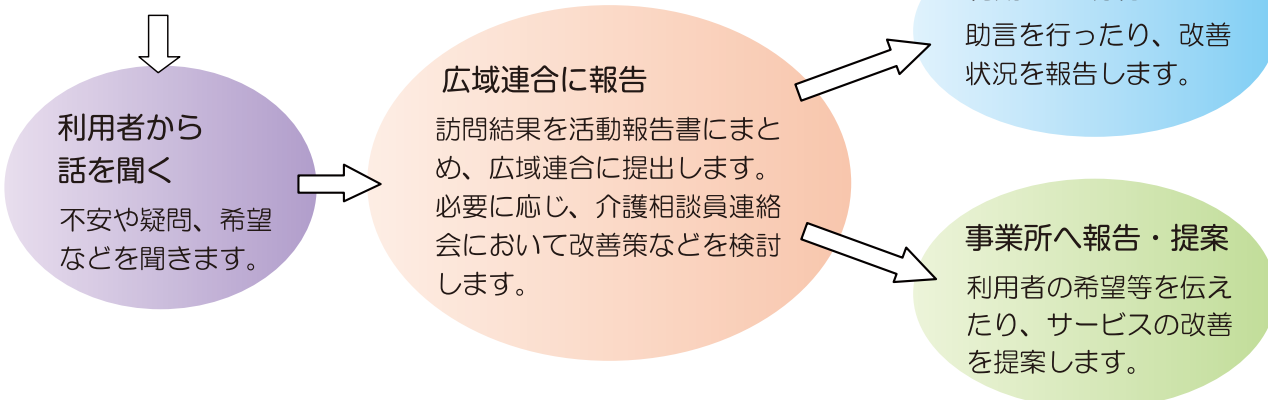
介護相談員は、介護保険施設や事業所を訪問し、利用者から聞いた不安や疑問、希望などの相談を、サービス提供事業者や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる提案を行っています。

また、介護相談員は、業務に必要な知識や技術を習得するための研修を受けており、相談をした利用者のプライバシーや秘密は、守秘義務により必ず守られます。

現在、10名の介護相談員が鈴鹿亀山地区管内の100余りの介護保険施設や事業所を訪問しています。

介護相談員の活動の流れ

介護保険施設・事業所を訪問



介護相談員派遣受け入れ事業所を募集しています

広域連合では、介護保険施設やデイサービスセンターなどで、介護相談員の訪問を受け入れていただける事業者を募集しています。

介護相談員を通して利用者の日常の声を聞くことは、事業者にとっても、提供するサービスの改善点を探る手がかりになり、サービスの質的向上につながります。

介護相談員の訪問を希望される事業者は、お気軽にご相談ください。

Q

65歳になったらすぐに、年金から介護保険料を天引きされるのでしょうか？

A

介護保険料は、年金を年間18万円以上受け取っている方は、原則年金から天引きとなる「特別徴収」となりますが、65歳になってすぐに特別徴収になるわけではありません。誕生月により数か月から1年の間で、納付書や口座振替によって納付する「普通徴収」となる期間があります。（なお、年金が年間18万円未満の方は、普通徴収となります。）

また、介護保険料が増額または減額になったときや年金が一時差し止めになったときは、一時的に普通徴収に切り替わることがあります。市から送付される納付書でのお支払いをお願いします。

Q

介護保険料を納め忘れたり、滞納するとどうなりますか？



A

介護保険料を納め忘れると、督促状が送付され、延滞金が発生することになります。また、滞納期間に応じて自己負担割合が増えたり、保険給付が差し止められたりすることがあります。介護サービスを利用していないときの滞納も、サービスを利用するようになったときに、給付制限の対象となりますのでご注意ください。



○ 1 年間滞納すると…

サービスを利用したとき、いったん全額自己負担となります。その後申請すると、負担分の9割または8割が返還されます。

○ 2 年間滞納すると…

自己負担割合が3割に引き上げられます。また、負担が高額になったときの費用（高額サービス費等）は支給されません。

介護保険料の支払いが困難になった場合は、分納などの納付相談が可能ですので、お早めにお住まいの市の介護保険料担当課にご相談ください。また、災害や生活困窮等特別の事情による場合は、減免制度もありますのでご相談ください。



【お問い合わせ】 鈴鹿市にお住まいの方 鈴鹿市長寿社会課 Tel: 059-382-7935
 亀山市にお住まいの方 亀山市保険年金室 Tel: 0595-84-5005

インターネットに関するトラブルに注意！

相談件数の28%

昨今、パソコンや携帯電話・スマートフォンの急速な普及等により、若者から高齢者まで幅広い層でインターネットが利用されています。それに伴い、当センターへ寄せられるインターネットに関する相談も増え続け、平成27年度においては、相談総件数1,515件のうち、インターネットに関する相談が418件と、相談件数の28%を占めました。相談内容で最も多いのは架空請求に関する相談で（334件）、次いでインターネット通信サービスに関する相談（84件）となっています。

インターネットに関する相談は、アダルトサイト・出会い系サイト等コンテンツに関する相談、架空請求メール、インターネット通販、光回線やプロバイダ契約など、非常に多岐にわたっているのが特徴です。今回は、そのようなインターネットに関する相談事例をいくつかご紹介します。



●アダルト情報サイトのトラブル

スマートフォンでアダルトサイトに入ってしまった、画面を触ったら突然「登録完了。3日以内に年会費約10万円を支払うように」と表示された。退会しようと業者に電話をすると「すでに登録になっている。17時までに振り込むように」と言われたため、あわてて「消費者センター」をインターネットで検索し、画面の上位に表示された相談窓口で電話をした。行政書士の事務所のように、「4万円でサイトに知られた個人情報削除してあげる」と言われた。



ワンポイントアドバイス

- ・アダルトサイトへ不用意にアクセスやクリックをしないようにしましょう。
- ・料金の請求をされても、あわてて業者に連絡したり、支払ってはいけません。支払ってしまうと、お金を取り戻すことは困難です。
- ・消費生活センターに相談しようとインターネットを検索し、上位に表示された機関に相談したところ、民間業者や一部の行政書士であり、費用を請求されたという事例が当センターに報告されています。インターネットでは「広告」と「検索結果」の違いに気をつけましょう。

●通信販売の定期購入

「初回お試し価格 500円」というサプリメントをインターネット通販の広告を見て注文した。ところが、商品と同封されてきた請求書に「定期購入で2回目以降は1箱 4,000円。5回以上継続しないと解約できない」と書かれていた。購入時には分からなかったので、2回目以降は不要ですと事業者申し出たが「定期購入と記載している」と解約を拒否された。インターネットサイトを確認すると、画面の下の方に小さな文字で書かれていた。500円だから試そうと思っただけなので納得できない。

ワンポイントアドバイス

- ・通信販売は法律上、クーリング・オフはできません。
- ・事業者が返品に関する特約を設けている場合は、それに従うことになります。
- ・定期購入が条件になっていないか等、契約内容や解約条件をよく確認しましょう。



●光回線サービスの乗り換え

大手電話会社を名乗り「新サービスです」と電話がかかってきたので、長年契約している会社だと思って話を聞いた。光回線サービスの利用料が安くなると思い、担当者に言われるまま転用承諾番号をインターネットで取得し伝えた。

しかし、届いた登録完了通知を見たら、大手電話会社とは別会社との契約であることが分かった。解約したい。

ワンポイントアドバイス

- ・勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名、サービス名等の契約内容を確認しましょう。
- ・法律の規定により、契約書面を受け取ってから8日以内であれば違約金なしで契約解除できる場合があります。（初期契約解除制度）
- ・「安くなる」などと言われても、他のサービスとのセット契約でかえって高額になったり、現在契約しているサービスの解約料金が発生したりする場合があります。現在の契約内容を理解した上で検討しましょう。



消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込みは、

鈴鹿亀山消費生活センターへ

鈴鹿市算所一丁目3番3号 鈴鹿農協平田駅前支店2階

TEL059-375-7611 FAX059-370-2900

E-mail skshouhi@mecha.ne.jp

平日 午前9時～午後4時まで（祝日・年末年始を除く）



広域連合議会の動き

10月定例会

平成28年10月27日に鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会が開催され、次の議案が原案どおり認定・可決されました。

議案第13号	平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第14号	平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第15号	平成28年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度決算状況

10月定例会において、平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計歳入歳出決算が認定されましたので、その内容をお知らせします。

一般会計

単位（円）

歳入決算額	歳出決算額	差引残額
125,078,550	125,016,550	62,000

介護保険事業特別会計

単位（円）

歳入決算額	歳出決算額	差引残額
16,683,364,011	16,103,160,274	580,203,737

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
分担金及び負担金	90,375,822	議 会 費	554,703
国庫支出金	25,619,605	総 務 費	78,240,303
県支出金	8,962,241	民 生 費	26,533,210
繰 越 金	62,000	商 工 費	19,626,334
諸 収 入	58,882	諸支出金	62,000
		予 備 費	0
合 計	125,078,550	合 計	125,016,550

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
保 険 料	4,124,170,776	総 務 費	410,735,636
分担金及び負担金	2,334,087,065	保険給付費	15,046,516,770
使用料及び手数料	223,200	地域支援事業費	312,910,149
国庫支出金	3,371,103,880	公 債 費	0
支払基金交付金	4,396,698,040	諸 支 出 金	332,997,719
県支出金	2,233,192,184	予 備 費	0
財 産 収 入	14,285		
繰 入 金	26,533,210		
繰 越 金	189,144,001		
諸 収 入	8,197,370		
合 計	16,683,364,011	合 計	16,103,160,274



基金

単位（円）

基 金	前年度末現在高	決算年度末残高	内 容
介護給付費準備基金	249,472,366	457,617,366	普通預金 定期預貯金

発行／鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202
ホームページ <http://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail skkouiki@mecha.ne.jp